

公益法人に関連する諸々の改革について

資料1

平成19年10月18日
内閣官房行政改革推進室

公益法人制度改革

○ 主務官庁制・許可主義の廃止（平成20年12月施行予定）

- ・ 法人は、一般社団法人・一般財団法人として、登記のみで設立（⇔ 現行は主務官庁の許可が必要）
（「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」）
- ・ その上で、希望法人に対し、民間有識者による委員会の意見に基づき、行政庁（内閣総理大臣及び都道府県知事）が公益性の判断を行う。（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」）

既往の閣議決定等に基づく取組

○ 国から公益法人に対して交付されている補助金・委託費等の見直し

（平成14年3月公益法人に対する行政の在り方の改革実施計画）

- ・ 第三者分配型補助金等（交付先の公益法人において当該補助金の5割以上を第三者に分配するもの）を原則として解消 → 措置済み。
- ・ 補助金依存型公益法人（国からの補助金が年間収入の2/3以上を占める法人）を原則として解消 → 措置済み

○ 随意契約の見直し（平成18年6月「公益法人等との随意契約の適正化について」）

- ・ 政府の契約は競争入札が原則であり、随意契約は例外との原点に立ち返り、
 - ① 各府省が契約主体であり
 - ② 所管公益法人、独立行政法人、特殊法人、再就職者のいる民間法人等が契約の相手先であり、
 - ③ 契約金額が100万円以上（委託契約の場合）である随意契約を見直し。

⇒ 競争性のない随意契約について、金額ベースで約7割を一般競争入札等に移行

○ 補助金等の交付により造成した基金、公的法人の行う融資等業務の見直し

（平成18年12月24日 政府行革本部決定）